



こんにちは
町長です

民生委員・児童委員の活動について

皆様の地区には、民生委員・児童委員がいらっしゃることはご存じのことと思います。現在、小鹿野町には民生委員・児童委員が44人、主任児童委員が3人の合計47人が委嘱され、活動していただいています。

民生委員(以下「委員」という。)は民生委員法に基づき設置されている者で、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行います。また、児童福祉法により児童委員も兼ね「民生委員・児童委員」と呼び、略して「民生・児童委員」と呼ばれています。

民生・児童委員は「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」、「人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者」の中から都道府県知事等が推薦し、厚生労働大臣が委嘱いたします。また、この委員の中から児童福祉法の主任児童委員が指名されます。民生・児童委員の任期は3年であり、改選日は12月1日で全国統一となっています。現在の民生・児童委員は、昨年の令和7年12月1日の委嘱となり、奉仕者であるため給与(報酬)は支給されていませんが、町から小鹿野町民生委員・児童委員協議会(委員で組織する)を通じて各委員に交通費等の活動費が支給されています。



令和7年度ユースアイハウス視察

民生・児童委員の主な職務は(1)必要に応じて住民の生活状態を適切に把握しておくこと(随時)、(2)援助を必要とする者への相談・助言・援助・情報提供(随時)、(3)関係行政機関の業務に対する協力、社会福祉事業や活動の支援(随時)、(4)定例会への参加。毎月1回、(5)見守り活動の一環として、単身高齢者世帯の安否確認の実施、(6)その他、必要に応じて住民福祉の増進のための活動です。

主任児童委員は、児童・妊産婦の生活状況を把握し、福祉サービス利用を支援・指導し、関係機関と連携する職務のなかで実務として、(1)保育所・こども園・小中学校各種行事への参加、(2)児童・生徒宅への訪問、(3)乳幼児健診への手伝いなどがあります。

町では民生・児童委員の活動に大変期待をしており、住民に身近な委員が相談に乗ってくれたり、訪問してくれたりすることは、高齢者などの皆様が安心して暮らしていける大きな一助になっています。

ところで、民生・児童委員の選出については、町から各区長さんをお願いして選出していただいているところですが、なかなか引き受けてくれる人が見つからないとお話を承っておりますので、是非、民生・児童委員の活動に興味を持ち、住民の福祉のために協力したい方がいらっしゃれば手を上げていただきたいと存じます。



救命講習

小鹿野町長 森 真太郎